

議員定数の変遷

○ 広島県議会の議員定数の変遷については、次のとおりである。

適用 選挙	特別委員会 設置期間	直近の国勢調査 確定値 ^(備1)		法定数 ^(備2) (人)	条例 定数 (人)	削減率 (%)	備 考
H3. 4	-	S60	2, 819, 200	7 1	6 9	2. 8	
H7. 4	H4. 3~4. 12	H2	2, 849, 847	7 2	7 0	2. 8	佐伯区1増
H11. 4	-	H7	2, 881, 748	7 2	7 0	2. 8	
H15. 4	H13. 9~13. 12	H12	2, 878, 915	7 2	7 0	2. 8	
H19. 4	H17. 7~18. 7	H17	2, 876, 642	7 2	6 6	8. 3	呉, 府中・神石, 三次, 庄原各1減
H23. 4	-	H17	2, 876, 642	7 2	6 6	8. 3	
H27. 4	H24. 3~25. 9	H22	2, 860, 750	(7 2)	6 4	(1 1. 1)	安佐南区1増 呉, 尾道, 福山各1減
H31. 4	H29. 12~30. 7	H27	2, 843, 990	(7 2)	6 4	(1 1. 1)	

備考

1 県議会議員選挙時に公表されている直近の国勢調査確定値を記載。

2 県議会議員の上限数に係る地方自治法の規定（第90条）について

(1) 平成15年1月1日施行で 改正された。

ア 改正趣旨～法定数の趣旨が総定数から上限数に変わった。

改正前：法定数＝総定数で、法定数によらない場合にのみ減数条例を定める。

改正後：上限数の範囲内で必ず条例で総定数を定める。

イ 改正内容（ただし、人口100万人以上の都道府県に限る。）

改正前：40人＋人口70万から100万までの部分：人口5万を加えるごとに1人

＋人口100万以上の部分：人口7万を加えるごとに1人（上限120人）

改正後：45人＋人口93万を超える数が7万人を増すごとに1人（上限120人）

(2) 平成23年8月1日に撤廃された。